

令和5年2月吉日

横浜市神奈川区栄町8番地1
公益財団法人横浜市建築助成公社

公益財団法人横浜市建築保全公社との合併に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、公益財団法人横浜市建築助成公社（以下、「当公社」といいます。）は、令和5年4月1日をもって公益財団法人横浜市建築保全公社（以下、「保全公社」といいます。）と合併する運びとなりました。

当公社は保全公社との合併により消滅する形となりますが、お客様が当公社よりお借入れいただいている住宅ローン等につきましては、引き続き保全公社に対してご返済いただくこととなります。

お客様のご返済につきましては、現在の返済方法と変更はございません。

また、お客様に特別なお手続きや費用のご負担をいただくことはございませんが、次の1から4のとおり、いくつかご注意いただきたい点がございますので、ご確認の程よろしくお願いいたします。

- 1 口座振替によりご返済のお客様につきましては、令和5年4月引落分から引落人の名義が公益財団法人横浜市建築保全公社（通帳等への記載は、**ケンチクホセ・ソウシャ**）となります。
- 2 当公社指定口座へのお振込みによりご返済のお客様につきましては、令和5年4月お振込分より保全公社の下記口座にお振込み下さい。

横浜銀行 本店営業部 普通預金 0010999

口座名義 公益財団法人横浜市建築保全公社

(ATM やインターネット等でお振込の場合は、**ザイ)ヨコハマケンチクホセ・ソウシャ**と入力してください。)

(裏面もご覧ください)

3 お客様が**令和5年4月中に**、以下の事項を予定されている場合には、当公社に対し設定されている抵当権の抹消登記申請が必要となります。

該当されるお客様は、**令和5年3月27日(月)までに**下記「**(公財)横浜市建築助成公社**」のお問い合わせ先へご連絡ください。

- (1) 当公社に対し抵当権を設定しているお客様の土地建物を売却される場合
- (2) 当公社からの借入金を繰上げて完済する場合

(残金を一括でご返済頂く場合や他の金融機関等に借換される場合等が該当いたします。)

※当公社は、令和5年4月3日に合併による抵当権の移転登記申請を行うことを予定しており、登記手続きが完了するまでの間、一時的にお客様の**抵当権の抹消登記に必要となる書類をお渡しできない**ことがございます。

なお、一部繰上返済や返済方法の変更をご希望の場合は、今までと同様にご対応させていただきますので、令和5年3月31日までは当公社、令和5年4月3日以降は保全公社までご連絡ください。

4 お客様が、当公社に対し、ご所有の土地建物に設定している抵当権の債権者（抵当権者）の表示が、「公益財団法人横浜市建築保全公社」に変更されます。

お客様におかれましては、当公社と長きに亘るお取引を頂きましてありがとうございます。誠に勝手ながら頭書の事情により、令和5年4月1日以降は、公益財団法人横浜市建築保全公社とお取引頂くこととなりますが、今後とも当公社同様変わらぬご愛顧のほど、よろしく願いいたします。

敬具

～本件に関するお問い合わせ先～

令和5年3月31日迄

(公財)横浜市建築**助成公社** 債権管理課

TEL 045-461-3815

令和5年4月3日以降

(公財)横浜市建築**保全公社** 債権管理課

TEL 045-264-8590

※このお知らせは、令和5年2月1日現在、ご返済中のお客様にお出ししております。